六〇 被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件 七 二
六一 不正取得された無効旅券の告示 七 三
六二 旧外地特別会計に属する日本政府に対する債権に関する問合せ 七 三
六三 一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書に関する件 八 一
六四 政府調達に関する協定を改正する議定書の大韓民国による受諾に関する件 一一 八
六五 スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件 一一 八
六六 食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件 一一 八
六七 国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号（北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件 一一 特11 一
六八 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件 一一 特11 八

六九 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件の一部を改正する件 一一 特11 一〇
七〇 国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件の一部を改正する件 一一 特11 一一
七一 政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件 一六 五
七二 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定のラオス人民民主共和国及びインドネシア共和国による批准に関する件 一六 五
七三 武器貿易条約のレソト王国による批准に関する件 一六 五
七四 特許法条約への日本国の加入に関する件 一六 58 四八
七五 商標法に関するシンガポール条約への日本国の加入に関する件 一六 58 四八
七六 独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一部を改正する件 一七 二
七七 紛失の届出により失効した旅券の告示 一七 59 五
七八 不正取得された無効旅券の告示 二二 六

七九 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件 二五 68 三七
八〇 先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件 二五 68 四〇
八一 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件 二八 三
八二 円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件 二九 五
八三 無形文化遺産の保護に関する条約への締約国の追加に関する件 三〇 四
八四 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約への締約国の追加に関する件 三〇 四
八五 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約への締約国の追加に関する件 三〇 五
八六 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約への締約国の追加に関する件 三〇 六

八七 出版物の国際交換に関する条約への締約国の追加に関する件 三〇 六
八八 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のスーダン共和国による廃棄に関する件 三一 二
八九 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のイタリア共和国による廃棄に関する件 三一 二
九〇 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のサウジアラビア王国による廃棄に関する件 三一 二
九一 関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のアルジェリア民主人民共和国による廃棄に関する件 三一 二

○財務省

五八 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件 八 二
五九―六六 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 八 52 四
六七 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 八 52 一二
六八―七〇 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示 八 52 一二
七一―七四 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 一〇 54 一〇